

氏名	Janse Helga Sara Katarina		
学位の種類	博士（世界遺産学）		
学位記番号	博甲第 9538 号		
学位授与年月	令和 2 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	The Dynamics of Gender Roles in Intangible Cultural Heritage: A Case study of Japanese Yama Hoko Yatai Float Festivals 無形文化遺産におけるジェンダーに基づく役割分担のダイナミクス －日本の山・鉦・屋台行事を事例として		
主査	筑波大学教授	工学博士	稲葉 信子
副査	筑波大学教授	博士（デザイン学）	上北 恭史
副査	筑波大学教授	博士（農学）	黒田 乃生
副査	東京福祉大学特任教授		宮田 繁幸

論文の内容の要旨

Janse Helga Sara Katarina 氏の学位論文は、無形文化遺産におけるジェンダーの扱いについて、日本各地に所在する山・鉦・屋台行事を事例として取り上げ、伝統的に男女の役割分担が定められてきた当該行事におけるジェンダー認識にかかる日本の現状を明らかにし、国際機関のジェンダー施策の推進に資する成果を得たものである。山・鉦・屋台行事は京都祇園祭に代表される日本有数の祭りであり、ユネスコ無形文化遺産リストにも登録されている。その要旨は以下の通りである。

第 1 章は序論である。著者は、現行制度における議論の整理から本論文で明らかにすべき課題の特定を行い、山・鉦・屋台行事を事例としてとりあげる理由と調査研究方法について述べている。

第 2 章は日本の山・鉦・屋台行事の基本事項についての章である。著者は、当該行事のジェンダーの扱いの歴史的経緯と当該行事を含む日本の祭りにおける論点の所在について述べている。

第 3 章は無形文化遺産一般におけるジェンダーの扱いの国際的な状況についての章である。著者は、国際社会及びユネスコ無形文化遺産条約における当該問題のこれまでの歴史的経緯と、論点の所在について述べている。

第 4 章は国の重要民俗無形文化財に指定されている山・鉦・屋台行事 33 件について、国内の指定関係書類の記述を分析した章である。著者は、大半においてジェンダーの記述がないか、あるいは言葉を慎重に選んだあいまいな記述がなされており、ジェンダー区別の存在が明確に記述されているのは 4 分の 1 程度であることを述べている。

第 5 章はユネスコ無形文化遺産代表リストに登録されている日本の無形文化財 21 件について、日本

提出書類の記述を分析した章である。著者は、ジェンダーについての記述の仕方は案件ごとに異なり一定していないが、全体としてはジェンダー平等すなわち男女両性の参加は確保されているとするイメージの書き方がなされていること、しかし実際は中心となる行事は男性に限られる参加形態であることを述べている。

第6章は書面による日本各地の山・鉾・屋台行事保存会のジェンダー認識の調査結果についての章である。著者は、回答があった26件の山・鉾・屋台行事の半数においてジェンダーが伝統的な役割分担を超えて混合する変化が起きていること、男女平等を積極的な理由としている例があったことなどの調査結果について述べている。

第7章は7件の山・鉾・屋台行事の保存会構成員へのインタビューによる調査結果についての章である。著者は、第6章で判明した変化の背景についてより詳細な情報を収集した調査結果について述べている。

第8章は第2章から第7章までをまとめて考察を展開させた章である。著者は、山・鉾・屋台行事は伝統を継承していまなお男女の役割分担は明確に分かれており、中心的な役割は男性に限られ、その理由としては宗教的理由や危険な動作が伴うための身体上の理由などが挙げられていること、しかし少子高齢化を背景に特に地方において男性に限られてきた行事に女性の参加が認められるようになっていくこと、そのことを否定する意見はなくむしろ評価する傾向にあること、女性を参加させる傾向は行政の政策努力もあり今後も広がっていくであろうこと、しかし祭りの継承において男女の役割分担が存在してきたことへの歴史認識は消滅しないであろうことを指摘している。

審査の結果の要旨

(批評)

国際社会におけるジェンダー平等の推進は国連機関の重要な政策課題として、2015年に採択された持続可能な開発目標 SDGs の一つに設定されている。国連機関の一事業としてユネスコ無形文化遺産条約もその例外であることは許されないが、祭りなどの芸能や慣習を扱う無形文化遺産は、有形遺産に比べ、多くが近代以前に成立した当時の社会状況を差別の問題とともに反映し、ジェンダーを含む平等にかかる政策との関係で難しい議論を生むこととなってきた。条約成立時から存在していたこの問題について条約関係者はこれまで平等を強制的に進める直接的な施策はとってこなかったが、2019年にベルギー北部で実施されたカーニバルに人種差別の表現があったとして当該資産がリストから削除されることとなるなど、より積極的に課題解決の方向性を発信していかななくてはならない状況が生まれている。本論文は無形文化遺産におけるジェンダー平等の問題に果敢に取り組んだ論文であり、ユネスコの文献リストにもすでに記載されている。特に日本は1950年制定の文化財保護法から無形文化財の保護行政を開始し、民主主義と平等を行政の基本とする先進国としては、無形文化遺産保護の行政経験を積んできた数少ない国の一つであり、ユネスコ無形文化遺産条約の制度設計の手本ともなってきた。その日本における代表的な祭りである山・鉾・屋台におけるジェンダー問題の実態を明らかにした本論文は、当該問題に関するユネスコの施策推進のための重要な知見を国際社会に提供している点、日本からの国際発信に貢献している点で評価される。

令和元年12月19日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。